

○日高の歴史的文化活用資源リストについて

I リストへの掲載対象

原則として、次の条件を満たすもののうち、日高支庁管内の歴史的文化・遺産を活用した地域づくりに活用することができる資質を有すると認められるものとししました。

- 1 各種資料等で日高支庁管内の歴史への関わりが確認できる各種建造物、史跡、人物、民話、芸能、美術、事件などで、当管内に現存するもの又は過去に存在したものの。
- 2 原則として、昭和 10 年（西暦 1935 年）以前のもの。ただし、当管内の歴史に関わる遺物、事象、芸能文化等の伝承、保存、展示等を目的とした団体及び施設（博物館、記念碑）などはこの限りではない。

II リスト各項目の記載方針

1 町名

原則として各対象が所在する町、又は由緒・由来が強い町を表示しました。ただし、当管内全域又は複数の町に関連するものについては、「広域」として分類しました。

2 有形・無形

- (1) 原則として、建築物、道路及び線路等の建造物、遺跡並びに人物等で、各種資料により過去に有形物として存在し、具体的な位置や年代等が把握できるものについては、現存しない場合又は現存が不明の場合であっても「有形」としました。
- (2) 伝説、民話及び芸能等のほか、建造物等と関わりのない団体等は「無形」としました。

4 現存・非現存

- (1) 各種資料によって、現存、又は非現存が確実に判明したものについては、それぞれ「現存」又は「非現存」として分類しました。
- (2) 現存するかどうか不明なもの、また、所在地等が不明なものについては、「不明・その他」としました。
- (3) すでに亡くなられている人物については、「非現存」としました。
- (4) 民話・伝説等については、その内容が現存しないものの場合であっても「現存」としました。

5 大分類・中分類

各対象を次のとおり、2段階に分類しました。

(1) 大分類

コード	1	2	3	4	5	99
分類	産業	宗教	生活	教育	伝統	その他

(2) 中分類

コード	1	2	3	4	5	6	7	8
分類	農業	林業	水産業	商業	工鉱業	鉄道	道路	その他 陸運

コード	9	10	11	12	13	14	15	16
分類	水運	寺社等	碑・ 像等	史跡	学校	その他 建築物	人物	民話・ 伝説等

コード	17	18	19	20	21	99
分類	祭事・ 芸能	工芸・ 美術	衣食住	行事・ 慣習	事件・ 事故	その他

6 名称

- (1) 原則として、各種資料等に記載されている名称を使用し、資料の別により同じ対象に対して異なる名称が存在する場合などはその名称を併記しました。
- (2) 人物名については、敬称を省略させていただきました。

7 所在地

- (1) 有形物については、原則として現在の字名を記載し、寺社、博物館など固有の建築物等に所属するものについては、その建築物等名を()書きで記載しました。ただし、字名がない地域、現在の字名が不明なものなどについては、各種資料に記載されている地域を記載しました。
- (2) 道路及び鉄道など広域に亘るものについては、その区域又は区間を記載しました。
- (3) 無形物については、その由緒由来が強い地域を記載しました。
- (4) 所在地が不明な場合は「不明」、所在地の記載が困難又は記載することが適切でない場合は「-」としました。

8 年代

- (1) 原則として和暦及び西暦を併記しました。
- (2) 人物については生年及び没年を記載し、その他の有形物については設置、建立、設立等の年代を記載しました。
- (3) おおむねの年代しか把握できないものについては、その年代の後に「？」を記載しました。年代が全く不明な場合は「不明」、年代の記載が困難又は適切でない場合は「-」としました。

9 由緒由来の概要

- (1) 各種資料に記載されている内容を抜粋又は集約して記載しました。
- (2) 複数の資料に記載されている場合は、その内容を取りまとめて、又は並列して記載しました。

10 資料名

名称、所在地、年代及び由緒由来の概要の記載に用いた資料の名称のみを記載しました。